

【一般競争入札総合評価落札方式】

① 基本事項（企業）の評価【標準型（１：２）・簡易型（１：１）共通】

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
基本事項（企業）	企業	業務拠点	・業務拠点を以下のとおり評価する。 ① ○○事務所管内に本社(店)を有する。 ② ○○県内に本社(店)を有する。 ③ ○○事務所管内に支社(店)又は営業所等を有する。 ④ ○○県内に支社(店)又は営業所等を有する。 ⑤ 上記以外	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
		企業信頼度（優良業務表彰等）	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注を行った補償関係コンサルタント業務のうち、令和●年度又は令和●年度に、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長から優良業務表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ・令和●年度又は令和●年度に国土交通本省が行う「インフラDX大賞（旧 i-Construction大賞）」、中部地方整備局が行う「中部DX大賞」を受賞した実績を以下の順位で評価する。 ・環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）のうち、令和●年度または●年度に、環境省所管事務所が行う「優良業務表彰」を受賞した実績を以下の順位で評価する。 ①優良業務表彰（局長表彰）の実績が確認できる。又は、インフラDX大賞（旧 i-Construction大賞）もしくは環境省所管事務所の「優良業務表彰」の受賞実績が確認できる。 ②優良業務表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。又は、中部DX大賞の受賞実績が確認できる。 ③優良業務表彰等の実績が確認できない。	① 2 ② 1 ③ 0
		賃上げ表明	・賃上げの実施を表明した企業等に対し、以下の順位で評価する。 ①令和●年 4月以降に開始する最初の事業年度または令和●年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3％以上増加させる旨、従業員に表明している。【大企業】 ②令和●年 4月以降に開始する最初の事業年度または令和●年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5％以上増加させる旨、従業員に表明している。【中小企業等】 ③表明はあるが条件を満足していない。 ④表明なし。	① 4 ② 4 ③ 0 ④ -
		賃上げ実績	・前年度（又は前年）において賃上げ表明で加点を受けたが、賃上げの実施が未実行であった企業等に対し、以下の順位で評価する。 ① 賃上げの実施が未実行 ② 上記以外	①－ 5 ② 0

	ワーク・ライフ・促進	①次に掲げるいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） ②認定を受けていない。	①0.5 ②0
	基本事項評価点（企業）の合計		10.5

※表に示す〇〇、●は入札説明書において指定する。

<評価にあたっての留意事項>

(ア)業務拠点

- (i) 〇〇事務所管内とは、入札説明書において示される市町村を対象とする。
- (ii) 「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が「〇〇県内」の場合は、判断基準の①～④でのみ評価する。
- (iii) 「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が「〇〇事務所管内」の場合は、①・③でのみ評価する。
- (iv) 「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が本社(店)の場合は、①・②又は①のみで評価する。
- (v) 設計共同体で参加する場合は、業務拠点で最も評価点の高い構成員で評価する。
- (vi) 有資格者名簿に登録された本店所在地と同じ所在地の営業拠点等に限り本社（店）として評価する。このため本社や本店と呼称する場合であっても本社（店）として評価しない場合がある。

(イ)企業信頼度（優良業務表彰等）

- (i) 優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）とインフラDX大賞（旧i-Construction大賞）、中部DX大賞で複数の実績が申請された場合は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。
- (ii) 設計共同体として受けた実績も単体企業の実績として評価する。また、設計共同体で参加する場合は、設計共同体（参加時の設計共同体と企業構成が異なる場合も含む）での実績のほか、構成員が単体企業として受けた実績も設計共同体の実績として評価する。
- (iii) 優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、補償関係コンサルタント業務における実績に限り評価する。
- (iv) インフラDX大賞（旧i-Construction大賞）については、国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。
- (v) 中部DX大賞についても、大賞、奨励賞、敢闘賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。なお、他の地方整備局等が行う同様の実績については、評価の対象としない。
- (vi) 環境省所管事務所の「優良業務表彰」とは、福島地方環境事務所が施行する中間貯蔵施設設置に伴う業務について、補償関係コンサルタント業務の優良業務表彰の受賞実績について評価する。

(ウ)賃上げ表明・賃上げ実績

- (i) 本評価項目で加点を希望する参加表明者は、様式の「従業員への賃金引上げ計画の表明

書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。表明書の提出が無い場合は評価しない。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（別紙）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

本項目で加点を受けた落札者は、賃上げ実績確認書類として、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、以下に定める期限までに契約課に電磁的方法（別途周知するシステム）によって提出すること。

実績確認にあたっては、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を事業年度終了後3か月以内に提出すること。

ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長できる。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する（以下、(ii)及び(iii)も同じ）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の3月末までに提出すること。

(ii) 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。

(iii) 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙2のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合、又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、中部地方整備局が通知する減点措置の開始の日から1年間、他省庁を含め国の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

(a) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であつて、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が

適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(b) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(c) 上記(a)及び(b)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書が契約課に提出され、中部地方整備局長が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

※ (a)及び(b)に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、財務省の通知に基づき、改めて周知する。

※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※ 減点免除の申請を行う期限は、実績確認資料の提出期限と同様とする。

※ (a)から(c)は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する場合がある。

② 基本事項（技術者）の評価【標準型（１：２）・簡易型（１：１）共通】

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
基本事項（技術者）	主任担当者	・競争参加資格要件として設定した資格を以下の順位で評価する。 ①登録規程第２条第１項の別表に掲げる登録部門のうち、〇〇部門に係る補償業務管理者又は実施規程第３条に掲げる登録部門のうち、〇〇部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士のいずれかの資格を有する。 ②上記以外	① 3 ② 欠格
	業務実績	・競争参加資格要件として設定した業務実績を以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 3 ② 1
	業務成績（技術者評定）	・令和●年度から令和●年度末まで（過去４年間）に完了した中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った補償関係コンサルタント業務のうち、配置予定主任担当者が主任担当者又は担当技術者、照査技術者として従事した業務における技術者評定の平均を以下の順位で評価する。 ① 74点以上 ② 72点以上74点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として発注者の立場で行った請負業務の実績を表明した者は②と同等評価とする。 ③ 70点以上72点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として過去４年間における業務実績を表明した者は③と同等評価とする。 ④ 60点以上70点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、上記②・③に該当しない者は④と同等評価とする。 ⑤ 60点未満	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 0 ⑤ 欠格
	技術者信頼度（優良技術者表彰等）	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った補償関係コンサルタント業務のうち、令和●年度から令和●年度に、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長から優良技術者表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ①優良技術者表彰（局長表彰）の実績が確認できる。 ②優良技術者表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。 ③受賞実績が確認できない。	① 4 ② 2 ③ -
	継続教育（CPD）	・CPDの取得状況について以下の順位で評価する。 ①各CPD協議会等が推奨する単位の1.5倍以上の単位を取得していることが確認できる。 ②各CPD協議会等が推奨する単位を満たしていることが確認できる。 ③各CPD協議会等が推奨する単位の半分以上の単位を取得していることが確認できる。 ④上記以外。	① 4 ② 3 ③ 1 ④ 0
	基本事項評価点（技術者）の合計		20

※表に示す〇〇、●は入札説明書において指定する。

＜評価にあたっての留意事項＞

(ア)資格

- (i)「競争参加資格要件」の「配置予定主任担当者の資格に関する要件」において示した資格を有しない場合は欠格とする。

(イ)業務実績

- (i)「競争参加資格要件」の「配置予定主任担当者の業務実績に関する要件」が同種の場合、判断基準の①のみで評価する。
- (ii)「休業」を取得した場合は、当該「休業期間に相当する期間」に応じて評価対象期間を延長する。「休業期間に相当する期間」は年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(ウ)業務成績（技術者評定）

- (i)業務成績（技術者評定）については、テクリスに各発注機関において登録された技術者評定を用いて以下のとおり平均点を算出したうえで評価する。このため、発注機関コードで発注機関の実績として検索できない業務や、技術者評定が登録されていない業務については、評価の対象としない。
- (ii)平均点の算出は、本業務と同一の業種区分の実績のみを対象とし、テクリスでは「主な業務内容」を業種区分に応じて以下のとおり選択して対象業務を抽出する。抽出した業務のうち、配置予定主任担当者が、主任担当者又は、担当技術者、照査技術者として従事した業務の実績のみを対象とする。

業種区分	抽出対象とする「主な業務内容」
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント業務

- (iii)平均点は、小数第2位を四捨五入し小数第1位止めとする。
- (iv)平均点算出の対象となる業務実績がない場合は、「競争参加資格要件」の「配置予定主任担当者の業務実績に関する要件」に基づき申請された同種又は類似の業務実績に応じて以下のとおり評価する。
- ・発注者の立場で行った請負業務の実績を表明した者は②と同等の評価とする。
 - ・過去4年間における業務実績を表明した者は③と同等の評価とする。
 - ・上記に該当しない者は④と同等評価とする。
- (v)「休業」を取得した場合は、当該「休業期間に相当する期間」に応じて評価対象期間を延長する。「休業期間に相当する期間」は年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(エ)技術者信頼度（優良技術者表彰等）

- (i)優良技術者表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）で複数の受賞実績が申請された場合は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。
- (ii)優良技術者表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、補償関係コンサルタント業務における受賞実績に限り評価する。
- (iii)「休業」を取得した場合は、当該「休業期間に相当する期間」に応じて評価対象期間を延長する。「休業期間に相当する期間」は年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(オ)継続教育（CPD）

- (i)各CPD協議会等が推奨する単位を基準に1年間の取得単位を評価するものとし、複数年で推奨単位が設定されている場合は、推奨単位を設定年数で除して1年間の推奨単位として評価する。

※補償関係コンサルタント業務の場合：補償コンサルタントCPD 協議会

- (ii)CPD記録の証明書類の証明期間が1年を超える場合は、取得単位を証明期間（月数）で除し、12ヶ月を乗じて1年分の取得単位を算出して評価する。

※証明期間が「年月日」で記載の場合は、１日以上ある月を１ヶ月として扱う。

※証明期間が「日数」で記載の場合は、３０日を１ヶ月分として扱う。

(iii) C P D 記録の証明書類の証明期間が１年以下の場合は、当該取得単位を１年間の実績としてそのまま評価する。

(iv) 添付する C P D 記録の証明書類の発行日が、公告日より過去１年以内又は、公告日以降の日付のものに限り評価する。また、C P D 記録の証明書類は、公告日から過去１年以内に証明期間の一部が含まれている場合に評価する。

※証明期間内の C P D 記録は受講日によらず評価対象とする。

(v) 「休業」を取得した場合は、当該「休業期間に相当する期間」に応じて評価対象期間を延長する。「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

③ 技術提案書評価【簡易型（１：１）のみ】

評価項目	評価の着目点			配点
		判断基準		
技術提案書	実施方針	品質確保	・業務成果の品質確保（ミス防止対策や精度管理、品質のバラツキ防止、生産性の確保等）に関して、提案内容が業務内容に適したもので、具体性、実現性が高い場合に評価する。 ・その内容に先進性がある場合や、高い効果が期待できる場合には優位に評価する。	最大 20
		若手技術者の活躍	主任担当者	・本業務に配置予定の主任担当者を、以下の順位で評価する。 ①満年齢で35歳以下の技術者を配置。 ②満年齢で35歳を超え40歳以下の技術者を配置 ③満年齢で40歳を超え45歳以下の技術者を配置 ④上記以外
	若手技術者		・本業務に配置予定の若手技術者（担当技術者又は主任担当者のうち1名）について、以下の順位で評価する。 ①競争参加資格要件として設定した配置予定主任担当者に求める資格を保有し満年齢で30歳以下の技術者を配置。 ②競争参加資格要件として設定した配置予定主任担当者に求める資格を保有し満年齢で30歳を超え35歳以下の技術者を配置。 ③競争参加資格要件として設定した配置予定主任担当者に求める資格を保有し満年齢で35歳を超え40歳以下の技術者を配置。 ④上記以外	① 3 ② 2 ③ 1 ④ 0
	人材育成		・参加表明者が、令和●年度以降公告日までに行った、若手技術者等の技術力向上を目的とした人材育成の取り組みを以下の順位で評価する。 ①人材育成の取り組みが確認できる。 ②取組が確認できない。	① 4 ② -
	技術提案書の合計			

※表に示す●は入札説明書において指定する。

<評価にあたっての留意事項>

(ア)品質確保

(i)提案内容が以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とし、提案内容による実施を認めない。

- ・共通仕様書、特記仕様書等に反する提案
- ・現実的ではない過度な提案、変更契約を要する提案、発注者による他機関との協議等を要する提案
- ・安全性が確保できない提案

(ii)提案内容の一部又は全てが無効となった者も入札には参加できる。ただし、落札者となった場合は、無効とした提案内容を実施しないことへ了承が得られた場合に限り契約を行う。

(iii)提案は複数行う必要は無く、提案が業務内容に適したもので、具体性、実現性が高い場合に評価する。なお、複数提案された場合は、最も評価の高い提案内容1つのみで評価を行うが、無効とする提案内容以外は、全て履行すること。

(iv)実施が不確定と読み取れる提案内容は評価しない。

(v)技術提案書の「1）提案の概要」は簡潔にまとめること。「1）提案の概要」で提案内容が読みとれない場合は、「2）提案の詳細」が記述されていても評価しない。

(イ)－1 若手技術者の活躍（主任担当者）

(i)主任担当者の年齢については、公告日時点の満年齢で評価する。

(イ)－2 若手技術者の活躍（若手技術者）

(i) 若手技術者の年齢については、公告日時点の満年齢で評価する。

(ii) 担当技術者は、配置予定主任担当者に求める資格を保有している場合に評価する

(ウ) 人材育成

(i) 参加表明者が、企業等として行う若手技術者等の社員を対象とした技術力向上のための人材育成の取り組みを評価する。なお、対象者の年齢は制限しない。

(ii) 設計共同体として参加する場合は、全ての構成員が人材育成の取り組みを実施していることが確認できない場合は評価しない。

(iii) 企業等が自ら開催する複数名を対象として行う講習会等のほか、各個人に対して行うOJT等も、取り組みとして評価する。ただし、添付される状況写真や講習資料等で実施が確認できない場合は評価しない。

(iv) 参加表明者である企業等以外の者が行う講習会等へ、若手技術者等が個人で参加した実績は評価しない。ただし、企業等が若手技術者等に対して、講習会等への参加を指示し、企業として参加費用等の負担などを行っている場合には、企業等の取り組みとして評価する。なお、若手技術者等に対して講習会等への参加を指示したことが判る資料と受講証明等で実施が確認できない場合は評価しない。

(v) 資格取得の受験費用の一部又は全部を企業等が負担するなど、資格取得のみの実績は評価しない。ただし、資格取得に係る講習会等への参加に関しては上記(iii)・(iv)で評価する。

③ 技術提案書評価【標準型（１：２）のみ】

評価項目	評価の着目点			配点
		判断基準		
技術提案書	評価テーマ	基本	◎発注者が提示した留意点・課題等を踏まえた提案となっている場合に評価する。	最大 30
		的確性	◎提案内容について「方法」や「手順」など具体的な記載がある場合に優位に評価する。	
			◎地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
			△○○の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 例) 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
			△○○の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 例) 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
			△○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】	
			実現性	
		○効果を裏付ける根拠等が明示されている場合に優位に評価する。		
		○提案内容に関する類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。		
		○業務成果の品質向上が期待できる実施体制が明示されている場合に優位に評価する。		
		△利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
		△提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		
		△○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】		
		独創性	○提案内容について、業務を効率的に進めることができる先進的または独創的な提案である場合に優位に評価する。	
			△周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
			△複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	
			△新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	
			△○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】	
		技術提案書の合計		

◎：必須項目 ○：基本項目 △：入れ替え項目（事業特性に応じて基本項目と入れ替え）

※表に示す○○○○、●は入札説明書において指定する。

<評価にあたっての留意事項>

- (i) 評価テーマに対する取り組み方法を評価する。なお、具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- (ii) 入札説明書において記載された事項以外の内容を含む提案や、提案内容が以下のいずれか

に該当する場合は、提案を無効とし、提案内容による実施を認めない。

- ・ 共通仕様書、特記仕様書等に反する提案
- ・ 安全性が確保できない提案

(iii) 提案内容の一部又は全てが無効となった者も入札には参加できる。ただし、落札者となった場合は、無効とした提案内容を実施しないことへ了承が得られた場合に限り契約を行う。

(iv) 発注者が入札説明書の別添 1 で提示した留意点・課題等を踏まえた提案であって、的確性、実現性、独創性が高い場合に評価する。

(v) 実施が不確定と読み取れる提案内容、現実的ではない過度な提案、変更契約を要する提案、発注者による他機関との協議等を要する提案内容は評価しない。

(vi) 技術提案書の「1）提案の概要」は簡潔にまとめること。「1）提案の概要」で提案内容が読みとれない場合は、「2）の提案の詳細」が記述されていても評価しない。

【簡易公募型競争入札方式（地域型・地域限定型）】

① 基本事項（企業）の評価

評価項目	評価の着目点			配点
		判断基準		
基本事項（企業）	企業	企業信頼度 （優良業務表彰等）	- 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った補償関係コンサルタント業務のうち、令和●年度又は令和●年度に、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長から優良業務表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 - 令和●年度又は令和●年度に国土交通本省が行う「インフラDX大賞（旧 i-Construction大賞）」、中部地方整備局が行う「中部DX大賞」を受賞した実績を以下の順位で評価する。 - 環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）のうち、令和●年度または●年度に、環境省所管事務所が行う「優良業務表彰」を受賞した実績を以下の順位で評価する。 ①優良業務表彰（局長表彰）の実績が確認できる。又は、インフラDX大賞（旧 i-Construction大賞）もしくは環境省所管事務所の「優良業務表彰」の受賞実績が確認できる。 ②優良業務表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。又は、中部DX大賞の受賞実績が確認できる。 ③優良業務表彰等の実績が確認できない。	① 2 ② 1 ③ 0
		地域精通度 （業務拠点）	業務拠点を以下のとおり評価する。 ① ○○事務所管内に本社(店)を有する。 ② ○○県内に本社(店)を有する。 ③ ○○事務所管内に支社(店)又は営業所等を有する。 ④ ○○県内に支社(店)又は営業所等を有する。 ⑤ 上記以外	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
		地域精通度 （地域での業務経験）	平成●年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験を以下の順位で評価する。 ① ●●地域における補償関係コンサルタント業務または事業監理業務（テクリスの業務分野に補償が登録されているものに限る、以下「補償関係コンサルタント業務等」という）に関する業務経験を有する。 ② △△地域における補償関係コンサルタント業務等に関する業務経験を有する。 ③上記以外	① 2 ② 1 ③ 0

※表に示す○○、●、●●、△△は入札説明書において指定する。

＜評価にあたっての留意事項＞

（ア）企業信頼度（優良業務表彰等）

- （i）優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）とインフラDX大賞（旧i-Construction大賞）、中部DX大賞で複数の実績が申請された場合は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。
- （ii）優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、補償関係コンサルタント業務における実績に限り評価する。

(iii) インフラDX大賞（旧i-Construction大賞）については、国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。

(iv) 中部DX大賞についても、大賞、奨励賞、敢闘賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。なお、他の地方整備局等が行う同様の実績については、評価の対象としない。

(v) 環境省所管事務所の「優良業務表彰」とは、福島地方環境事務所が施行する中間貯蔵施設設置に伴う業務について、補償関係コンサルタント業務の優良業務表彰の受賞実績について評価する。

(イ) 地域精通度（業務拠点）

(i) ○○事務所管内とは、入札説明書において示される市町村を対象とする。

(ii) 「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が「○○県内」の場合は、判断基準の①～④でのみ評価する。

(iii) 「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が「○○事務所管内」の場合は、①・③でのみ評価する。

(iv) 「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が本社(店)の場合は、①・②又は①のみで評価する。

(v) 有資格者名簿に登録された本店所在地と同じ所在地の営業拠点等に関し本社（店）として評価する。このため本社や本店と呼称する場合であっても本社（店）として評価しない場合がある。

(ウ) 地域精通度（地域での業務経験）

(i) ●●地域及び△△地域とは、入札説明書において示される市町村を対象とする。

(ii) 再委託による業務は除く。

② 基本事項評価（技術者）

評価項目	評価の着目点			配点
		判断基準		
基本事項（技術者）	主任担当者	資格	・競争参加資格要件として設定した資格を以下の順位で評価する。 ①登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、〇〇部門に係る補償業務管理者又は実施規程第3条に掲げる登録部門のうち、〇〇部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士のいずれかの資格を有する。 ②上記以外	① 3 ② 欠格
		業務実績	・競争参加資格要件として設定した業務実績を以下の順位で評価する。 ①国、政府関係機関、都道府県・政令市および関係機関のいずれかの同種業務の実績を有する。 ②国、政府関係機関、都道府県・政令市および関係機関のいずれかの類似業務の実績を有する。 ③上記①以外の市町村・民間事業等の同種業務の実績を有する。 ④上記②以外の市町村・民間事業等の類似業務の実績を有する。	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2
		継続教育（CPD）	・CPDの取得状況について以下の順位で評価する。 ①各CPD協議会等が推奨する単位の1.5倍以上の単位を取得していることが確認できる。 ②各CPD協議会等が推奨する単位を満たしていることが確認できる。 ③各CPD協議会等が推奨する単位の半分以上の単位を取得していることが確認できる。 ④上記以外。	① 4 ② 3 ③ 1 ④ 0
		（地域での業務経験） 地域精通度	・平成●年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験を以下の順位で評価する。 ① ●●地域における補償関係コンサルタント業務等に関する業務経験を有する。 ② △△地域における補償関係コンサルタント業務等に関する業務経験を有する。 ③上記以外	① 3 ② 1 ③ —
	基本事項評価点（技術者）の合計			18

※表に示す〇〇、●●、●●、△△は入札説明書において指定する。

＜評価にあたっての留意事項＞

(ア)資格

- (i)「競争参加資格要件」の「配置予定主任担当者の資格に関する要件」において示した資格を有しない場合は欠格とする。

(イ)業務実績

- (i)「競争参加資格要件」の「配置予定主任担当者の業務実績に関する要件」が同種のみの場合、判断基準の①・③のみで評価する。
- (ii)「休業」を取得した場合は、当該「休業期間に相当する期間」に応じて評価対象期間を延長する。「休業期間に相当する期間」は年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。
- (iii)国、政府関係機関、都道府県・政令市および関係機関、上記以外の市町村・民間事業等とは令和●年度建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドラインX-3(2)(iii)の表に示すとおりとする。

(ウ)継続教育（CPD）

- (i)各CPD協議会等の構成団体が推奨する単位を基準に1年間の取得単位を評価するものとし、複数年で推奨単位が設定されている場合は、推奨単位を設定年数で除して1年間の推奨単位として評価する。
- (ii)CPD記録の証明書類の証明期間が1年を超える場合は、取得単位を証明期間（月数）で除し、12ヶ月を乗じて1年分の取得単位を算出して評価する。
 - ※証明期間が「年月日」で記載の場合は、1日以上ある月を1ヶ月として扱う。
 - ※証明期間が「日数」で記載の場合は、30日を1ヶ月分として扱う。
- (iii)CPD記録の証明書類の証明期間が1年以下の場合は、当該取得単位を1年間の実績としてそのまま評価する。
- (iv)添付するCPD記録の証明書類の発行日が、公示日より過去1年以内又は、公示日以降の日付のものに限り評価する。また、CPD記録の証明書類は、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれている場合に評価する。
 - ※証明期間内のCPD記録は受講日によらず評価対象とする。
- (v)「休業」を取得した場合は、当該「休業期間に相当する期間」に応じて評価対象期間を延長する。「休業期間に相当する期間」は年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(エ)地域精通度（地域での業務経験）

- (i)●●地域及び△△地域とは、入札説明書において示される市町村を対象とする。
- (ii)「休業」を取得した場合は、当該「休業期間に相当する期間」に応じて評価対象期間を延長する。「休業期間に相当する期間」は年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。
- (iii)再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

XII—2 低入札価格調査に該当した場合の取扱い

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施する。
なお、(1)から(2)については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行う。

(1) 増員担当技術者及び配置予定主任担当者の制限

増員担当技術者及び配置予定主任担当者の制限について、次の①及び②を実施する。

なお、①により配置する技術者は、テクリスに登録すること。

- ① 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の(ア)から(エ)までのすべての要件を満たす増員担当技術者を1名配置すること。

なお、発注者から調査基準価格未満の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「配置予定主任担当者の経歴等」及び「配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の同種業務の実績一覧」(自由様式)及び一覧に記載した業務の用地関係成績評定通知書の写し、配置予定主任担当者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす増員担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

(ア) 配置予定主任担当者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者

(イ) 配置予定主任担当者の保有している全ての資格(分野及び部門ともに)を有している者

(ウ) 令和●年度から令和●年度末(過去4年間)の同種業務で地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が76点以上の業務における主任担当者としての経験を有し、技術者成績(照査技術者としての成績は除く)の平均点が76点以上である者

(エ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

- ② 本業務の履行期間中(評価基準日以前の期間を除く)は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で2億5千万円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の(ア)から(エ)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させる。

(ア) 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(イ) 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者

(ウ) 令和●年度から令和●年度末(過去4年間)の地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は令和元年度から令和4年度末(過去4年間)の同種業務における地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が74点以上である者

(エ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

※●は入札説明書において指定する。